

競争入札参加資格申請について

1 基本的資格要件

平成23年度及び24年度において厚真町が締結しようとする契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」と総称する。）に参加する者は、政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する者又は政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により競争入札への参加を排除されている者ではありません。

2 契約の種類による資格要件

契約の種類ごとの参加資格要件は、次のとおりとします。

(1) 工事の請負契約（工事の種類：別表1）

ア 工事の請負契約（塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事及び造園工事に係る契約を含む。以下同じ。）

次の資格要件を満たしていること。

(7) 平成23年1月1日現在において、建設業法（昭和24年法律第100号）による建設業の許可を受けていること。

(イ) 資格審査の申請をする日（その日が平成23年4月1日前である場合は、平成23年4月1日）の1年7月前の日の直後の営業年度の終了の日（以下「基準日」という。）以降に建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の結果通知を受けていること。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

(ウ) 基準日以降に受けた経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度の終了の日の直前2年の各営業年度のいずれかの決算において、完成工事高を有していること。

(2) 物件の製造（印刷に係るものを除く。）の請負契約

次の資格要件を満たしていること。

ア 平成23年1月1日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

イ 平成22年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る売上高を有していること。

ウ 個人にあつては、従業員の数が10人以上であること。

(3) 印刷物の製造又は物品の購入に係る契約

次の資格要件を満たしていること。

ア 平成23年1月1日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

イ 個人にあつては、従業員の数が2人以上であること。

(4) 建築物の設計に係る契約

次の資格要件を満たしていること。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。

イ 平成23年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 平成22年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る売上高を有していること。

エ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。

(5) 土木施設物の設計又は技術資料作成に係る契約

次の資格要件を満たしていること。

ア 平成23年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 平成22年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る売上高を有していること。

ウ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。

(6) 地質調査に係る契約

次の資格要件を満たしていること。

ア 平成23年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 平成22年1月1日から同年12月31日までの間にその事業に係る売上高を有していること。

ウ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。

エ 地質調査業登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第718号。昭和52年10月1日施行）による登録を受けたものであること。

(7) 測量に係る契約

次の資格要件を満たしていること。

- ア 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条の規定による測量業者の登録を受けていること。
- イ 平成 23 年 1 月 1 日現在において引き続き 1 年以上その事業を営んでいること。
- ウ 平成 22 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間にその事業に係る売上高を有していること。

(8) 林産物の売払い、林産加工製品の売払い又は林産物製品生産に係る契約

次の資格要件を満たしていること。

- ア 林産物の売払い（立木又は素材の売払いに限る。）又は林産物製品生産（運材に係るものを除く。）に係るものについては、北海道木材業者製材業者合板及び単板業者登録条例（昭和 30 年北海道条例第 60 号）による木材業者、製材業者又は合板及び単板業者の登録を受けていること。
- イ 平成 23 年 1 月 1 日現在において引き続き 1 年以上その事業を営んでいること。
- ウ 個人にあつては、従業員の数が 2 人以上であること。

(9) 造林に係る契約

次の資格要件を満たしていること。

- ア 平成 23 年 1 月 1 日現在において引き続き 1 年以上その事業を営んでいること。
- イ 平成 22 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間にその事業に係る売上高が有していること。
- ウ 個人にあつては、従業員の数が 2 人以上であること。

(10) 清掃に係る契約

次の資格要件を満たしていること。

- ア 平成 23 年 1 月 1 日現在において引き続き 1 年以上その事業を営んでいること。
- イ 平成 22 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間にその事業に係る売上高を有していること。
- ウ 個人にあつては、従業員の数が 3 人以上であること。

(11) 保守・管理に係る契約

次の資格要件を満たしていること。

- ア 平成 23 年 1 月 1 日現在において引き続き 1 年以上その事業を営んでいること。
- イ 平成 22 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間にその事業に係る売上高を有していること。
- ウ 個人にあつては、従業員の数が 3 人以上であること。

3 資格審査の申請の時期及び方法

1 申請の時期

- (1) 平成 23 年 2 月 1 日から平成 23 年 2 月 28 日（土・日・祝日を除く）
午前 9 時～12 時、午後 1 時～5 時
- (2) 共同企業体は、当該共同企業体が結成されたときとする。

2 申請の方法

- (1) 提出書類
建設工事等請負・設計等委託⇒北海道市町村統一様式
物品・役務等⇒厚真町様式（道様式も可）
- (2) 持参及び郵送による受付（郵送については 2 月 28 日消印有効）
提出先：厚真町役場総務課財政グループ

4 資格の有効期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで。
ただし、共同企業体にあつては、この限りでない。

5 資格の喪失

競争入札に参加する資格を有する者が次のいずれかに該当したときは、当該資格を喪失するものとします。

- 1 1 基本的資格要件に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。
- 2 当該資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

6 その他

資格者又はその代理人、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）である場合は、町が実施する入札等に参加することができない。

別表1 工事の種類

番号	種別	左の種別に対応する建設業法による許可業種
1	土木工事	土木一式工事 とび・土工・コンクリート工事 石工事 しゅんせつ工事 水道施設工事 鋼構造物工事
2	建築工事	建築一式工事 大工工事 左官工事 石工事 タイル・れんが・ブロック工事 鋼構造物工事 防水工事 内装仕上工事 建具工事 清掃施設工事 屋根工事 板金工事 ガラス工事 鉄筋工事
3	電気工事	電気工事 消防施設工事 電気通信工事
4	管工事	管工事 水道施設工事

別表2 申請書類

工事等請負 設計等委託 市町村用統一様式	備考	物品・役務等 厚真町様式（道様式も可）	備考
様式1	入札参加資格申請書	入札参加資格申請書	
様式2	経営事項審査結果通知書	事業の概要・申請業務/ 主要取扱品目一覧	
様式3	工事履歴書	商業登記簿謄本（法人） 営業証明書（個人）	コピー可
様式4	技術者名簿	委任状（本店以外）	
様式5	代表者身元証明書（個人のみ）	事業税納税証明書	コピー可
様式6	商業登記簿謄本（法人のみ）	消費税納税証明書	コピー可
様式7	許可・登録証明書	営業の許認可・免許・ 資格書	コピー可
様式8	建設業退職金共済組合等の加入・履歴証明書の写し		
様式9または10	工事入札（設計等）参加資格 審査申請書付票		
その他	納税証明書：国税、 市町村税（申請先）		

* 証明書類はコピー可